

ともに育てよう 元気ないちはらっこ

本市の子育て支援への取り組み

市では、次代を担う子どもたちの育成と子どもを取り巻くさまざまな問題を解決するため、平成17年度に『市次世代育成支援行動計画』を策定し、この計画に沿って子育て支援を推進しています。今回、平成20年度の実績内容をお知らせします。

市次世代育成支援行動計画

市では、計画の期間を平成26年度までと定め、『ともに育てるまち』『ともに育つまち』『ともに健やかに暮らせるまち』という基本目標のもとに、地域や学校、企業などとの協働により、子どもたちの健やかな



子どもが健やかに成長できるまちを目指して

成長と元気なふるさと市原の実現を目指しています。

平成20年度の実績

同計画に掲げる全百四十六事業のうち、百三十二事業を実施しました。実施した事業の一部を紹介します。子育て支援センターの拡充

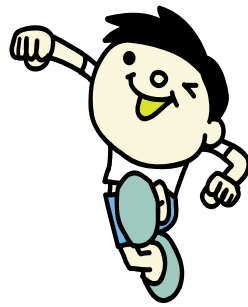
育児不安に関する相談や指導、育児に関する情報の

提供などを行う子育て支援センターを辰巳保育所に開設し、合計四カ所としました。

病後児保育施設の増設

生後六カ月から小学校三年生の病気回復途中にある子どもを預かる病後児保育施設を五井地区に開設し、合計

三カ所としました。コミュニティセンターの活



さまざまな子育てサービスを実施

(1)ファミリー・サポート・センター

子育てをサポートしたい人とサポートしてほしい人とがそれぞれ会員として登録し、地域で子育てをサポートし合います。

(2)子育てガイドブックの配布

子育てに関する情報誌として母子手帳交付者と転入者に行政情報編を市民課・支所で配布しています。またおおむね4カ月児のいる家庭に、体験談編を子育て支援員が各家庭を訪問して配布しています。

育児不安に関する相談や指導、育児に関する情報の提供、親子教室・育児講座なども開催しています。

(3)児童館《アネッサ、サンハート、菊間保健福祉センター》

子どもや親子が自由に遊び、交流できる場所です。子どもや親子を対象としたさまざまなイベント・教室を開催しています。

(4)乳幼児医療費助成

小学校就学前までの乳幼児について、健康保険適用医療費の自己負担額を助成しています。

(5)ブックスタート事業

1歳6カ月児健康診査を受けた親子に、ボランティアが読み聞かせを行い、絵本を配布しています。

(6)ちびっこふれあい広場《サンプラザ市原》

子育て中の親子などが気軽に集まり、自由に遊び、交流できる広場です。子育てに関する情報提供やスタッフによる子育て相談なども行っています。

用 親子や子ども同士の遊び場、親同士の情報交換の場、世代間交流の場を提供するため、戸田コミュニティセンターに子どもルームを設置しました。

一時・特定保育の拡充 家庭における保育が一次的に困難になったときのほか、毎日の保育利用まで至らないときに利用する一時・特定保育を椎津保育所で実施し、合計八カ所としました。

家庭児童相談 専門の相談員が、児童虐待や生活習慣、学校生活、発育など、養育に関するさまざまな相談に応じました。

ハローワーク千葉南がマザーズコーナーを設置 仕事と家庭の両立や働きやすい環境づくりを推進するた

め、市の要請により、ハローワーク千葉南が市原ワークプラザ（Youホール内）にマザーズコーナーを設置しました。

また市では、同計画に基づき、左囲みのようなさまざまな子育てサービスも実施しています。

同計画と実績の閲覧

同計画の詳しい内容は、次の場所で閲覧できます。

子ども福祉課、情報公開コーナー、中央図書館、公民館、コミュニティセンター、市ウェブサイト

問合せ先

Web 子ども福祉課 ☎23 9802

認可外保育施設利用者に補助金を交付

市では、認可外保育施設利用者の経済的負担を軽くするため、補助を実施します。

対象 市内・市外の同保育施設を利用している3歳未満の乳幼児の保護者（本市に住民登録や外国人登録をしている保護者に限る）

補助額 支払った保育料と昼食代の合計の3分の1（上限20,000円/月）

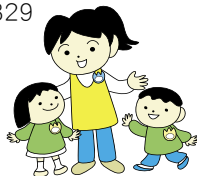
補助方法 申請書と施設

からの証明書などを提出する。

適用月 平成21年4月から

そのほか 補助を受けるために、施設の利用状況や保護者の就労状況などに一定の要件があります。詳しくは問い合わせてください。

申請・問合せ先 保育課 ☎23 9829



ひとり親家庭を支援

児童扶養手当と医療費助成の利用を

児童扶養手当

対象＝18歳の誕生日以後の最初の3月31日までの児童（障がいのある人は20歳の誕生日まで）を養育する母子（養育者）家庭。要件＝母が未婚か離婚、または父が死亡か重度の障がい、行方不明、遺棄・拘禁（1年以上）の状態にあり、公的年金を受給できないこと。手当月額＝1人につき9,850円から41,720円（2人目は5,000円、3人目以降は3,000円を加算）

医療費助成

対象＝次のすべての要件に該当する、18歳の誕生日以後の最初の3月31日までの児童（障がいのある人は20歳の誕生日まで）を養育する母子・父子（養育者）家庭。要件＝(1)父母が未婚か離婚、死

亡、重度の障がい、行方不明、遺棄・拘禁（1年以上）の状態にある。(2)ほかの制度による医療費助成を受けられない。助成額＝通院は月1,000円を超えた額（医療機関ごと）、入院は食事療養費標準負担額や生活療養費標準負担額分を除く額

申請方法 いずれも戸籍謄本などひとり親家庭を証明する書類と申請者名義の預金通帳、健康保険の被保険者証、所得証明書（1月2日以降の転入者のみ）、印鑑を持参する。

生活状況により必要書類が変わるので事前に問い合わせてください。

そのほか いずれも所得制限があります。**申請・問合せ先** Web 子ども福祉課 ☎23 9802

